

製薬協発第343号

2015年6月29日

薬害オンブズパーソン会議

代表 鈴木 利廣 様

日本製薬工業協会

常務理事 田中 徳雄



貴会議からの苦情申立てに対する回答

2015年2月26日に貴会議から、日本製薬工業協会(以下、製薬協)会員会社のコード違反被疑事案に関する苦情申立てが行われ、その後当協会において関係する2社からのヒアリングを行い、それに基づき以下の通り回答致します。

記

【苦情申立て内容】

1. 「子宮頸がん征圧をめざす専門家会議」(以下、専門家会議)への MSD 株式会社とグラクソ・スミスクライン株式会社(以下、GSK)の寄附行為は、HPV ワクチンの接種推進運動に期待したものであり、製薬協医療用医薬品プロモーションコードに違反する。
2. GSK の元職員が専門家会議から委託を受けて HPV ワクチンの接種推進のための活動に従事したことは、労務提供にあたり、同プロモーションコード違反である。
3. 苦情申立て処理手続きに関する意見として、会員会社からのみの苦情申立てだけでなく、一般消費者等からの苦情申立てについても、製薬協として、処理手続きができるよう改定を求める。

【製薬協の見解】

貴会議申立て1について:医療用医薬品プロモーションコードに反しているとはいえない。

理由:○両社とも通常の寄附行為と同様に、寄附の本来の趣旨に則り、且つ医療用医薬品製造販売業公正競争規約、関連法規等社内外のルールを確認したうえで、適切に対応している。

○専門家会議から両社に送付された寄附趣意書(趣意書・収支報告書・活動報告書等)に基づき、営業部門とは独立した別組織で決裁している。なお、寄附金額は当該会社が各々、全体の募集金額に対して一定の率を超えないよう決定しており、募集金額の一部を寄附したものと承知している。

○専門家会議の資材についても、両社が関与できることはなく、専門家会議が独自で作成している。

貴会議申立て2について:医療用医薬品プロモーションコード違反若しくは潜脱、IFPMA コード違反、又は製薬協コードの趣旨に反するとは判断できない。

理由:○対象となった GSK 元社員は 6 年前に自身の意思により退職している。(2009 年 4 月まで GSK に在籍)

○退社後において会社の影響下で元社員による労務提供がなされた事を推認させる事実は確認できなかった。

○退社 1 年 9 ヶ月後に、元社員が設立した会社が全く独自の立場で、専門家会議から業務委託を受けている。

貴会議申立て3について:貴重なご意見として承りますが、一般消費者等からの苦情申立も当然の前提とするような処理手続の改定は予定しておりません。

理由:○製薬協コードは、基本的には会員会社(子会社を含む)を対象とした規範である。

○実態としては、会員会社、非会員会社、医療関係者、一般市民などから、実名投書のみならず匿名投書を含め、指摘があった事案は、『コードに関する問合わせと苦情申立て等処理手続き』の「3.苦情申立てに拠らないコード違反被疑事案」に照らし合わせ、全て事実関係を確認し、誠意をもって対応している。

○改定によらずとも、今後も同様の対応により適切に対処していくことが可能と考える。

なお、今回の貴会議からの苦情申立てに関しましても、上記考えに基づき誠実に対応させていただきましたことを申し添えます。

上記「製薬協の見解」をもって、回答とさせていただきますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

以上